

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月20日
【会社名】	株式会社カナモト
【英訳名】	Kanamoto Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金本 寛中
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19
【電話番号】	011-209-1600
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 卯辰 伸人
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区大通東3丁目1番地19
【電話番号】	011-209-1600
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経理部長 卯辰 伸人
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 6,972,504,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,091,370,000円
	(注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年9月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年9月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,800,000株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1. 平成25年9月20日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から420,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3. 一般募集とは別に、平成25年9月20日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式420,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年10月2日(水)から平成25年10月8日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	2,800,000株	6,972,504,000	3,486,252,000
計(総発行株式)	2,800,000株	6,972,504,000	3,486,252,000

(注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年9月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	1,000株	自 平成25年10月9日(水) 至 平成25年10月10日(木) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年10月16日(水) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年10月2日(水)から平成25年10月8日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.ne.jp/pctop.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年10月1日(火)から平成25年10月8日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年10月2日(水)から平成25年10月8日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年10月2日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年10月3日(木) 至 平成25年10月4日(金)」、払込期日は「平成25年10月9日(水)」

発行価格等決定日が平成25年10月3日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年10月4日(金) 至 平成25年10月7日(月)」、払込期日は「平成25年10月10日(木)」

発行価格等決定日が平成25年10月4日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年10月7日(月) 至 平成25年10月8日(火)」、払込期日は「平成25年10月11日(金)」

発行価格等決定日が平成25年10月7日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年10月8日(火) 至 平成25年10月9日(水)」、払込期日は「平成25年10月15日(火)」

発行価格等決定日が平成25年10月8日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年10月2日(水)の場合、受渡期日は「平成25年10月10日(木)」

発行価格等決定日が平成25年10月3日(木)の場合、受渡期日は「平成25年10月11日(金)」

発行価格等決定日が平成25年10月4日(金)の場合、受渡期日は「平成25年10月15日(火)」

発行価格等決定日が平成25年10月7日(月)の場合、受渡期日は「平成25年10月16日(水)」

発行価格等決定日が平成25年10月8日(火)の場合、受渡期日は「平成25年10月17日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 札幌支店	札幌市中央区大通西3丁目6番地
三菱UFJ信託銀行株式会社 札幌支店	札幌市中央区北四条西4丁目1番地
株式会社みずほ銀行 札幌法人支店	札幌市中央区北三条西3丁目1番地44
株式会社北海道銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社北洋銀行 本店営業部	札幌市中央区大通西3丁目7番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,960,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	588,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	112,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	112,000株	
上光証券株式会社	札幌市中央区北一条西3丁目3番地	28,000株	
計	-	2,800,000株	-

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,972,504,000	38,548,000	6,933,956,000

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年9月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,933,956,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,040,318,600円と合わせ、手取概算額合計上限7,974,274,600円について、全額を平成25年10月期の割賦取引等によるレンタル用資産の取得に関わる割賦債務の返済資金の一部として、平成26年10月期及び平成27年10月期の支払に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第48期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成25年9月20日)現在(ただし、既支払額については平成25年8月31日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
(株)カナモト	苫小牧営業所(北海道苫小牧市)ほか159営業所	建設関連	レンタル用資産	25,640,000	2,611,174	自己資金、借入金及び増資資金	平成24.11	平成25.10	-

(注) 完成後の増加能力については、その貸出能力の合理的な測定が困難である為、記載を省略しております。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	420,000株	1,091,370,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から420,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.kanamoto.ne.jp/pctop.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成25年9月13日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成25年10月9日(水) 至 平成25年10月10日(木) (注)1.	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2. 株式の受渡期日は、平成25年10月17日(木)( )であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

## 3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 4. 申込証拠金には、利息をつけません。

## 5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から420,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、420,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年9月20日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式420,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成25年10月28日(月)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年10月21日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注)1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 420,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | 野村證券株式会社  |
| (5) 申込期間(申込期日)       | 平成25年10月25日(金)  |
| (6) 払込期日             | 平成25年10月28日(月)  |
| (7) 申込株数単位           | 1,000株  |

#### 2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年10月2日(水)の場合、「平成25年10月5日(土)から平成25年10月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月3日(木)の場合、「平成25年10月8日(火)から平成25年10月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月4日(金)の場合、「平成25年10月9日(水)から平成25年10月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月7日(月)の場合、「平成25年10月10日(木)から平成25年10月21日(月)までの間」

発行価格等決定日が平成25年10月8日(火)の場合、「平成25年10月11日(金)から平成25年10月21日(月)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である金本太中、金本三郎及びカナモトキャピタル株式会社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。



- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（\*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（\*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（\*2）に係る有価証券の借入れ（\*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年9月21日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年10月2日から平成25年10月8日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.kanamoto.ne.jp/pctop.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「会社概要」から「業績・経営指標」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。

# 会社概要 (2013年7月31日現在)

かんこれしんぐり!  
**kanamoto**

■会社名 **株式会社カナモト**  
(英語表記: **kanamoto co.,ltd.**)

■本社所在地  
札幌市中央区大通東3丁目1番地19

■設立  
1964年(昭和39年)10月28日

■代表者  
代表取締役社長 全本寛中

■事業内容  
建設用機械等のレンタル及び販売、鉄鋼製品等の販売、  
コンピュータ等周辺機器のレンタル及び販売

■資本金  
96億9,671万円(払込済資本金)

■発行済株式総数  
32,872,241株

■従業員数(2012年10月末現在)  
連結 2,119名  
個別 1,399名  
(役員、嘱託、臨時社員を除く)



本社ビル



東京事業部

## ■営業拠点

ご参考		
グループ合計338拠点 株式会社カナモト		
■ レンタル事業部(159拠点)	● 鉄鋼事業部(3拠点)	▲ 情報機器事業部(1拠点)
アライアンス企業		
連結子会社	非連結子会社	アライアンス提携会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株式会社アシスト (10拠点)</li> <li>■ 株式会社カナテック (12拠点)</li> <li>■ 株式会社カナモトエンジニアリング (12拠点)</li> <li>■ 株式会社カノキ (10拠点)</li> <li>■ 株式会社九井建設 (10拠点)</li> <li>■ 第一機械産業株式会社 (11拠点)</li> <li>■ 電洋工業株式会社 (3拠点)</li> <li>■ ユナイテッド株式会社 (43拠点)</li> <li>● 上海重和源建設工程有限公司 (11拠点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株式会社KYOフローテクノ (3拠点)</li> <li>● 全本(香港)有限公司 (1拠点)</li> <li>● Kanamoto (P) Asset Management S. P. B. Ltd. (1拠点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 株式会社小松土木設備 (15拠点)</li> <li>■ 株式会社コムサプライ (7拠点)</li> <li>■ 豊峰建設株式会社 (15拠点)</li> <li>■ 和洋精工株式会社 (10拠点)</li> <li>■ ツールリンクス事業* (7拠点)</li> </ul>
*ホームセンター大手の1社と提携し、小規模種別レンタル事業を展開しています。		



## 海外での展開

中国、 Guam、シンガポールに拠点展開しているほか、ベトナム、アルジェリア、UAE、南太平洋域でも建設レンタルを実施しています。

\*SJ Rental, Inc.は2013年9月末をもって解散・清算する予定であり、現時点において実質的な機能を有していないため、営業拠点には記載していません。

## 沿革

かんこれしんろ!  
kanamoto

- 1964年10月 北海道室蘭市に株式会社金本商店を設立、一般鋼材・製鉄原料・機械類の販売と建設用機械のレンタルを開始
- 1971年10月 北海道苫小牧市に苫小牧出張所(現 レンタル事業部北海道地区苫小牧営業所、鉄鋼事業部苫小牧事業所)を開設、北海道地区における店舗展開を開始
- 1972年12月 社名を株式会社カナモトに変更
- 1979年 9月 青森県百石町に八戸支店(現 百石出張所)を開設、東北地区における店舗展開を開始
- 1980年11月 株式額面金額500円を50円に変更するため、株式会社室蘭鋼業(本社 北海道室蘭市)を吸収合併
- 1983年 7月 千葉県袖ヶ浦市に千葉営業所を開設、関東地区における店舗展開を開始
- 1983年 9月 北海道苫小牧市に情報機器事業部を開設、コンピュータ・マイクロデバイス等の取り扱いを開始
- 1984年 9月 情報機器事業部を東京都文京区に移設、コンピュータ等のレンタルを開始
- 1985年11月 経営戦略の要である全店オンラインネットワークが完成
- 1989年 9月 新潟県新潟市に新潟営業所(現 新潟下越集中機材センター)を開設、中部地区における店舗展開を開始
- 1991年 6月 札幌証券取引所に上場
- 1994年 7月 大阪府東大阪市に大阪営業所を開設、近畿地区における店舗展開を開始
- 1996年 3月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 1996年 6月 本社機能を北海道室蘭市から札幌市中央区に移転
- 1998年 4月 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
- 1999年 7月 ㈱アシスト(現・連結子会社)の株式取得
- 2000年10月 ㈱カナテック(現・連結子会社)の株式取得
- 2001年11月 第一機械産業㈱(現・連結子会社)の株式取得
- 2004年 9月 ㈱カンキ(現・連結子会社)の株式取得
- 2006年 3月 フローテクノ㈱の株式取得
- 2007年 2月 ㈱九州建産(現・連結子会社)の株式取得
- 2007年 2月 中国上海市に上海米源国际贸易有限公司(現・上海米源集团有限公司)とオリックス㈱との共同出資により、上海金和源設備租賃有限公司を設立
- 2007年 6月 広島市安佐南区に広島営業所を開設、中国地区における店舗展開を開始
- 2008年 4月 米国準州グアムにS.J. Rental, Inc.(現・連結子会社)を設立
- 2008年 4月 ㈱カナモトエンジニアリング(現・連結子会社)を設立
- 2008年 7月 東洋工業㈱(現・連結子会社)の株式取得
- 2008年11月 ㈱KGマシナリーの株式取得
- 2009年 2月 中国上海市に上海米源実業有限公司(現・上海米源集团有限公司)とオリックス㈱との共同出資により、上海金和源建設工程有限公司(現・連結子会社)を設立
- 2009年 6月 中国香港に金本(香港)有限公司(現・非連結子会社)を設立
- 2011年 1月 シンガポールにJP Nelson Equipment PTE.Ltd.との共同出資により、Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.(現・非連結子会社)を設立
- 2011年 6月 上海金和源建設工程有限公司は、上海金和源設備租賃有限公司を吸収合併
- 2012年 6月 ユナイテッド㈱(現・連結子会社)の株式取得
- 2012年11月 ㈱KGマシナリーとフローテクノ㈱は、㈱KGマシナリーを存続会社として合併し、㈱KGフローテクノ(現・非連結子会社)に社名変更



■創業当時の金本商店



■東京証券取引所市場第一部指定通知書



■上海金和源本店ビル



■金本(香港)有限公司

## 事業概要

かんこれしんぐら!  
kanamoto

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、建設機械及び建設関連機材全般のレンタル・販売を行っている「建設関連事業」、[その他]では、鉄鋼製品など建築用資材の販売を行っている鉄鋼関連事業、PCサーバーなどのコンピュータ及び周辺機器等のレンタル・販売、特定人材派遣を行っている情報通信関連事業・その他事業を主な事業としております。

当社グループは当社、連結子会社9社、非連結子会社等4社の、計14社で構成しております。なお、非連結子会社に対して持分法を適用している会社はありません。

### 直近の事業セグメント別売上比率(連結) (2013年7月31日現在)



### 建設関連事業

当社のレンタル事業部及び第一機械産業㈱[連結子会社]、㈱カンキ[連結子会社]、東洋工業㈱[連結子会社]、㈱九州建産[連結子会社]の4社は、基礎機械、建設用クレーンや建設機械器具等のレンタル・販売を行っております。各社は当社から必要に応じてレンタル用資産を借り受けております。また、当社は必要に応じて、各社からレンタル用資産を借り受けて他社へレンタルを行っております。

㈱アシスト[連結子会社]では什器備品・保安用品等のレンタル・販売を行っております。㈱カナテック[連結子会社]では仮設ユニットハウスの設計・販売を行っております。当社は必要に応じて、各社からレンタル用資産を借り受けて他社へレンタルを行っております。また、当社は必要に応じて仮設ユニットハウスを購入しております。

ユナイテッド[連結子会社]は道路用機械のレンタル・販売のほか、道路工事施工も行っております。ユナイテッドは当社から必要に応じてレンタル用資産を借り受けております。また、当社は必要に応じて、ユナイテッドからレンタル用資産を借り受けて他社へレンタルを行っております。

上海金和源建設工程有限公司[連結子会社、中国上海市]は、建設機械器具等のレンタル・販売と、建設資材の輸出入業務を行っております。

上述のほか、非連結子会社は、㈱KGフローテクノ、全本(香港)有限公司[中国香港]、Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd. [シンガポール]、S.J Rental, Inc. [米国準州グアム]の4社があり、㈱KGフローテクノは、海外において特殊大型建機のレンタル、また国内においては地盤改良用建設機械の技術開発・製作・販売を行っております。全本(香港)有限公司は、当社からレンタル用資産を借り受けて建設機械器具等のレンタル・販売と、建設資材の輸出入業務を行っております。Kanamoto & JP Nelson Equipment (S) PTE. Ltd.は、シンガポールで土木特殊機械のレンタル・販売を行っております。

なおS.J Rental, Inc.は、2012年9月7日開催の取締役会において解散・清算することを決議し、2013年9月清算終了を予定しております。

### その他

当社の鉄鋼事業部では鉄鋼製品など建築用資材の販売を行っております。当事業に関係する子会社及び関係会社はありません。情報機器事業部ではワークステーション、PCサーバーなどのコンピュータ及び周辺機器等のレンタル・販売を行っております。また、㈱カナモトエンジニアリング[連結子会社]は、理工系研究開発要員をメーカー等に派遣する特定人材派遣業を営んでおります。

## 主要品目

かんこれしんろ!  
kanamoto

カナモトでは、建設機械什器備品、建設用保安用品、仮設足場機材、仮設ユニットハウス、ユニットトイレなど豊富な製品群であらゆる現場に応じたレンタルサービスを提供しております。



## 長期経営計画

### ● 東日本大震災、福島原発事故への対応

当社グループでは復旧・復興支援に向け全社グループを挙げた対応を最重要施策として掲げ、当社の得意分野である地盤改良のほか、原発事故にも専任部隊を設置し、除染作業への対応を行うなど、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するべく引き続き鋭意努力いたします。

### ● 国内営業基盤の拡充と拡大

官民の需要が集中する首都圏のほか、関東以西の手薄な地域への拠点展開はM&Aも含め積極的に推し進めます。また、広域特需営業部を中心としてグループ企業が連携して、営業拡大を図ってまいります。

### ● 海外展開への推進

現地法人を設けている中国本土、香港、シンガポールのほか、発展著しいASEAN諸国への展開を進めます。

中古建機販売については、品質の高さから当社のネームバリューを各国で高めており、海外の事業展開にも大きく寄与することから、引き続き良質な中古建機の提供に努めてまいります。

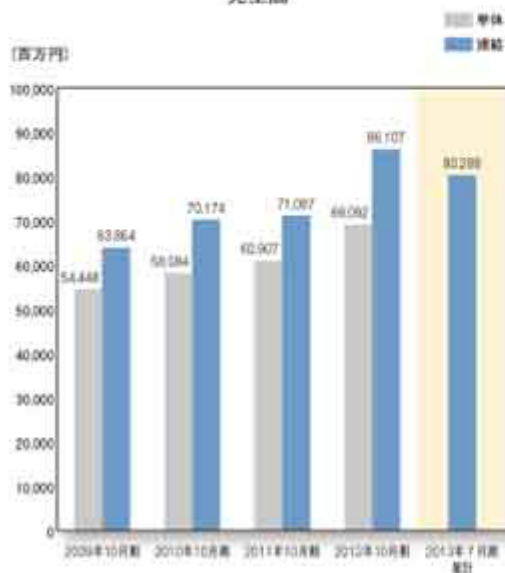
### ● 業務改善への取り組み

当社グループの収益の根幹は建設機械の管理と業務の効率化にあると考え、業務改善プロジェクトを発足させ現行業務プロセスの徹底的な分析・改善を進め、損益管理の強化と競争力の強化を図り、レンタル用資産の運用期間内での収益の最大化と運用収益率の向上に努めてまいります。

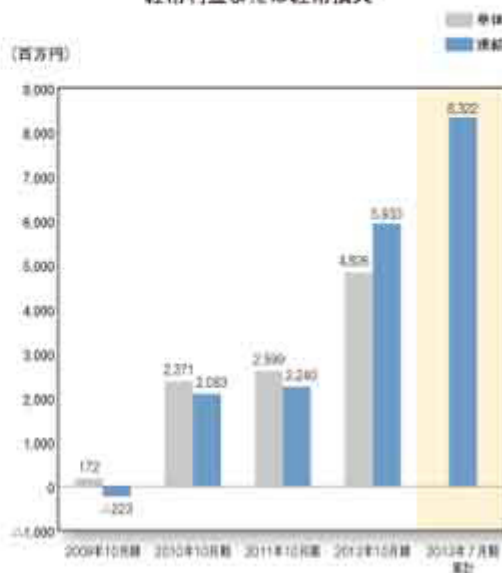
## 業績・経営指標

かたこれしなつら!  
kanamoto

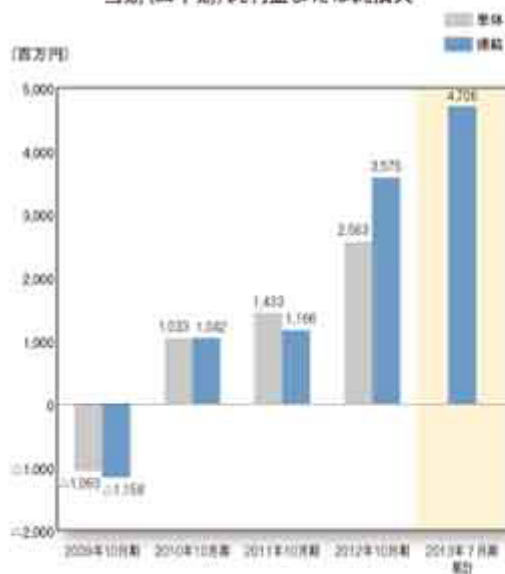
売上高



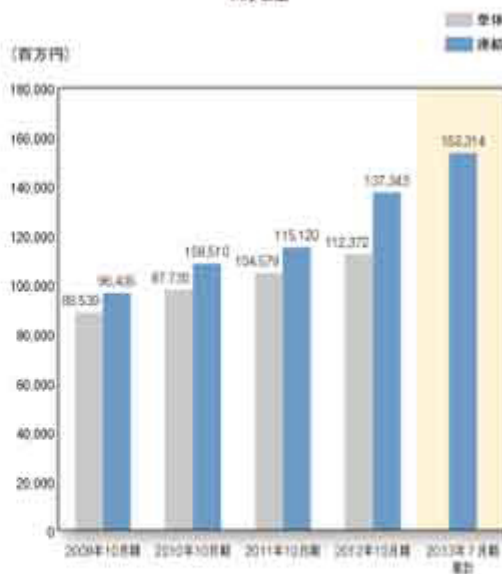
経常利益または経常損失



当期(四半期)純利益または純損失



総資産

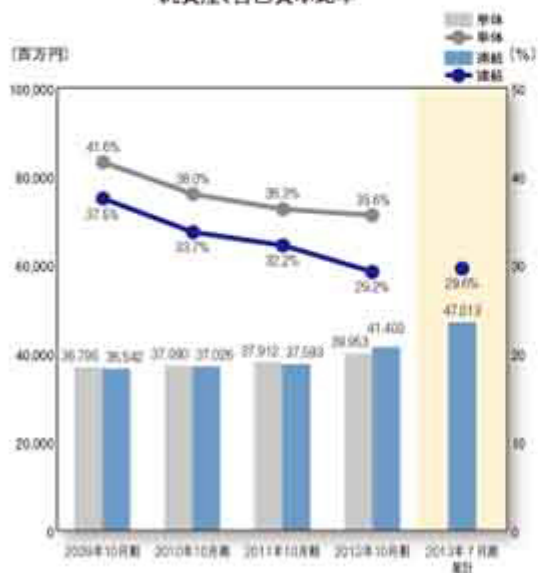


※2013年7月期累計は2013年10月期第1四半期から第3四半期までの累計値です。

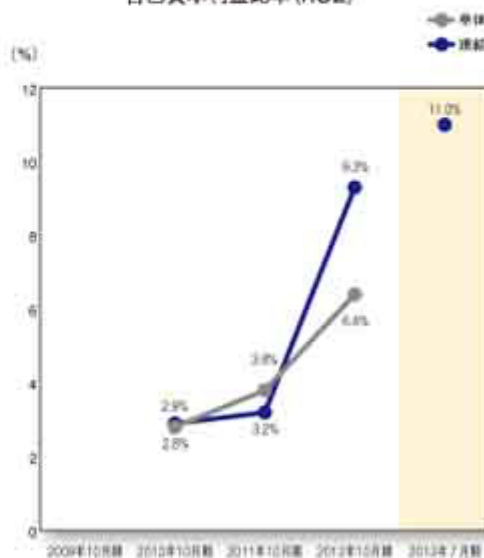
※表示未満の値を四捨五入して記載しております。



純資産、自己資本比率

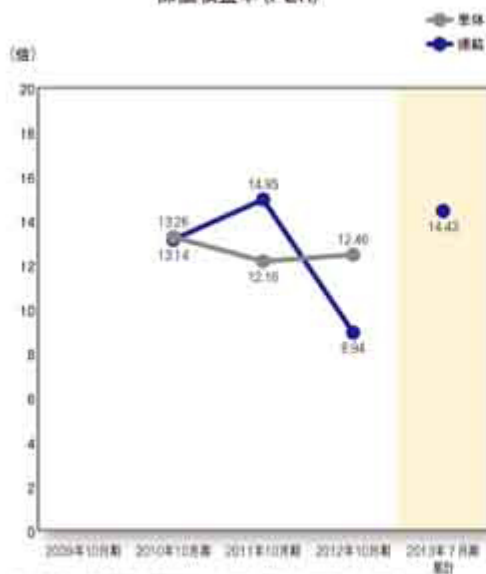


自己資本利益比率(ROE)



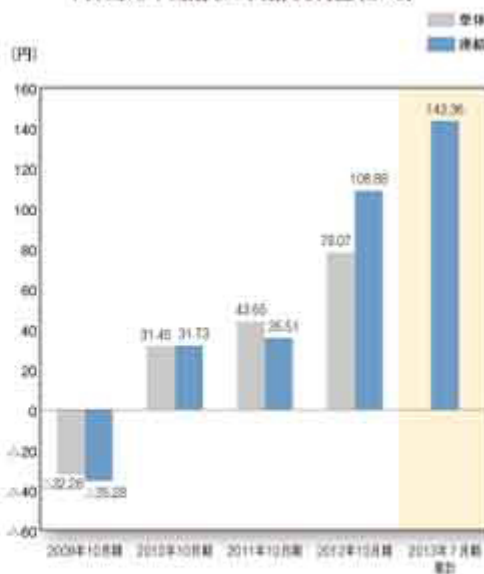
※2009年10月期のROEは、当該期間に純損失を計上したため、表示しておりません。

株価収益率(PER)



※2009年10月期のPERは、当該期間に純損失を計上したため、表示しておりません。

1株当たり当期(四半期)純利益(EPS)



※2013年7月期累計は2013年10月期第1四半期から第3四半期までの累計値です。

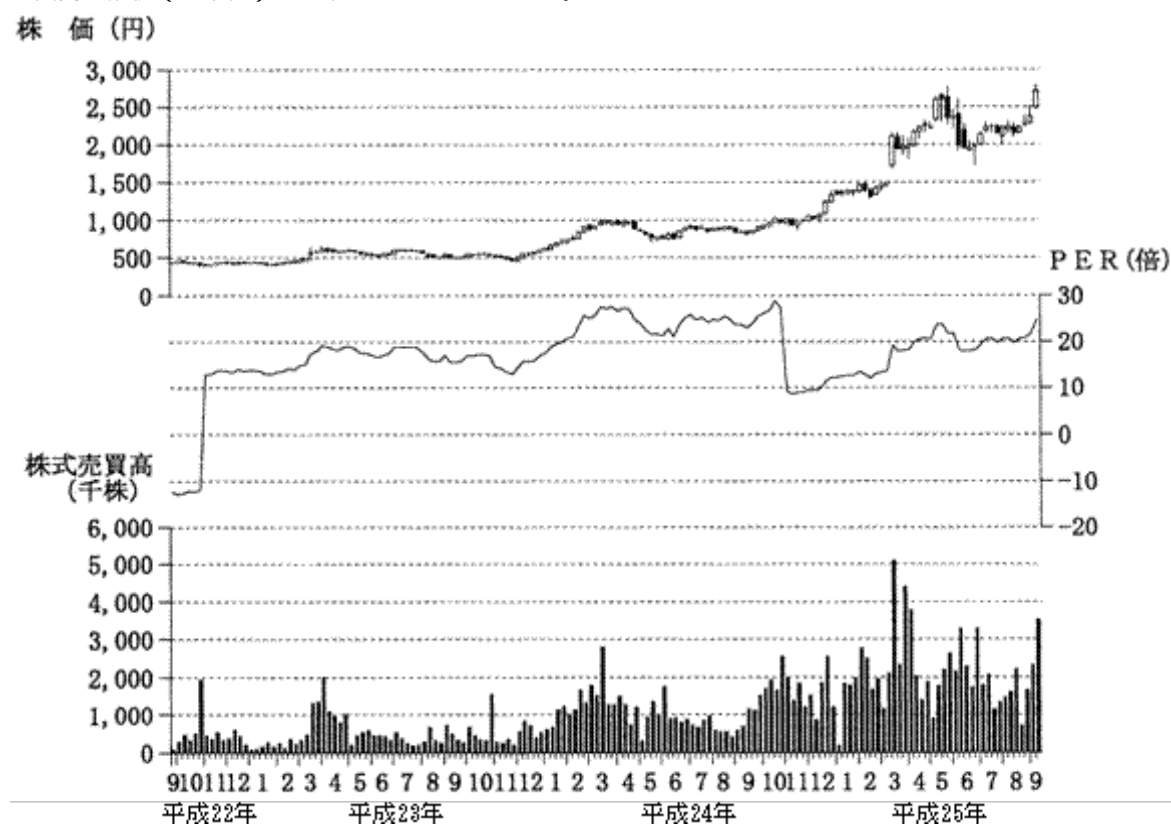
※表示未満の値を四捨五入して記載しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

## 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年9月21日から平成25年9月13日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成22年9月21日から平成22年10月31日については、平成21年10月期有価証券報告書の平成21年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成22年11月1日から平成23年10月31日については、平成22年10月期有価証券報告書の平成22年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年11月1日から平成24年10月31日については、平成23年10月期有価証券報告書の平成23年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年11月1日から平成25年9月13日については、平成24年10月期有価証券報告書の平成24年10月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成21年10月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年3月20日から平成25年9月13日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期(自平成23年11月1日 至平成24年10月31日)平成25年1月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第1四半期(自平成24年11月1日 至平成25年1月31日)平成25年3月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第2四半期(自平成25年2月1日 至平成25年4月30日)平成25年6月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第49期第3四半期(自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)平成25年9月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年9月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月1日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年9月20日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年9月20日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年9月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 〔事業等のリスク〕

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 経済情勢について

当社グループの主たる事業である建設関連事業は、官需・民需を問わず国内建設投資動向により、収益が大きく左右されます。よって、将来更なる公共事業の大幅な削減、民間工事の落ち込み等が発生した場合、または受注競争の激化によるレンタル用資産の貸出価格や運用状況の悪化によるレンタル用資産の稼働率が低下した場合には、今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、海外向け中古建機販売は売却時期によってはその時点での世界経済、為替動向にも影響を受けます。

#### (2) 業績の季節変動について

公共事業は、毎年4月に予算決定がなされてから実際に工事が着工されるまで概ね6カ月のタイムラグが生じます。したがって、当社の主力事業であります建設関連事業は、毎期10月頃から3月にかけて最盛期を迎え、この期間に建設機械レンタルの需要が最も大きくなるというトレンドがあります。このため当社グループの売上高及び利益は上期（11～4月の6カ月間）に集中する傾向があります。

#### (3) 金利動向について

当社グループは、レンタル用資産等の取得、営業所出店に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対し、内部資金を充当する他、外部から資金を調達しております。これらの外部資金については、極力金利固定化等により金利変動による影響の軽減に努めておりますが、短期間の大幅な金利変動によっては、当社グループの業績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 債務保証について

当社グループは、関係会社の借入金、ファイナンス・リース債務及び割賦契約に基づき債務の一部に対する債務保証契約を金融機関との間で締結しております。将来、債務保証の履行を求められる状況が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 固定資産の減損会計について

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後の経営環境の著しい悪化等により固定資産の収益性が悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 財務制限条項について

当社グループの借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されているものがあります。当社では、財務制限条項に抵触する可能性は低いと判断しておりますが、当該財務制限条項に抵触した場合、当社グループの経営成績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社カナモト本店  
(札幌市中央区大通東3丁目1番地19)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。